

県 信 育 第 1 号
令和 2 年 4 月 2 日

茨城県産業教育振興会 御中

水戸市大町2丁目3番12号
公益財団法人茨城県信育英会
理 事 長 渡 邊 武

拝啓 陽春の候、貴会益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は格別なるご厚誼を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も奨学生のご推薦をいただきたく、下記の要領によりご手配
下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 推薦依頼人員 15名
2. 選考の方法 当育英会の令和2年度高等学校奨学生募集要項及び
奨学生推薦基準により選考して下さい。
3. 提出書類 (1) 「奨学生願書」
 (2) 「奨学生推薦調書」
 (3) 必要添付書類……収入を証明するもの等
※在学証明書については、必要ありません。
4. 提出期限 令和2年6月15日(月) (期日厳守)

以 上

公益財団法人茨城県信育英会

令和2年度 高等学校奨学生募集要項

公益財団法人茨城県信育英会では、将来、社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的として、茨城県内に居住する学生生徒のうち、心身健全、学力優秀な学生生徒で経済的な理由により修学困難な者に対し、教育資金の援助を行っております。

つきましては、下記要項及び別紙奨学生推薦基準により、令和2年度高等学校奨学生を募集致します。

記

1. 出願資格

- ①茨城県内に居住する者の子弟で、茨城県内の高等学校在学者。
- ②健康診断により修学に十分耐え得ると認められること。
- ③人物・学業とも優良であること（成績基準有）。
- ④経済的理由により、学資の支弁が困難であること（収入基準有）。
- ⑤他奨学団体との併願可。

2. 募集人員・給付月額・給付期間

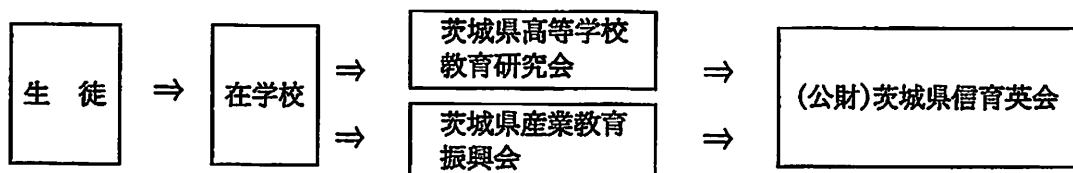
区分	募集人員	給付月額	給付期間
高校生	30名	10,000円	単年度（1年間）

※単年度（1年間）の給付となりますので、次年度に同一生徒の出願も認めます。

※募集人員については茨城県高等学校教育研究会からの推薦者15名、茨城県産業教育振興会からの推薦者15名の合計30名です。

3. 出願手続

- ①出願希望者は、在学している学校から必要書類等の交付を受け、必要事項記入の上、関係書類等を添付して、在学している学校に提出して下さい。
- ②学校では、出願者の人物・健康・学力・家計状況等を調査、検討の上、本会奨学生推薦基準に合致していることを確認し、出願書類をとりまとめ、学校が所属している茨城県高等学校教育研究会、もしくは茨城県産業教育振興会の事務局あて提出して下さい。



4. 出願書類

- (1) 奨学生願書（出願希望者記入）
- (2) 奨学生推薦調書（在学学校記入）
- (3) 必要添付書類……収入を証明するもの

同居している家族のうち収入がある者は、全員願書に記入の上、下記の書類を添付して下さい。尚、1人で2つ以上の収入がある場合は、各々の収入を証明する書類を添付して下さい。

- ① 給与所得者……前年分（令和元年分）の源泉徴収票（コピー可）。
- ② 事業所得者、農業所得者等……前年分（令和元年分）の確定申告書の写し。
- ③ 各種年金受給者……受給金額（年額）が確認できる証明書もしくは書類の写し。
- ④ 令和元年の中途又は、令和2年新たに就職、転職（開業・転業・勤務先変更等も含む）等により収入源に変動があった者については、次による。
 - ア）給与所得者 …………… 勤務先の年収見込証明書・月収証明書・直近の給与支払証明書等のいずれか。
 - イ）給与所得者以外の者 … 願書に出願時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入し、正確な出願の年（平成31年1月～令和元年12月）の年間収入額を推算する。

5. 出願期間

在学校への提出期限は当該高校が定めておりますので注意して下さい。

6. 奨学生の採用決定

奨学生として採用になった生徒についてのみ、当育英会より在学校長を通じて本人に通知します。（7月中旬頃通知の予定です）尚、不採用の通知は致しませんのでご了承願います。

7. 奨学金の交付

在学校長宛に奨学生採用決定通知と一緒に「奨学金振込口座届」を同封しますので、指定された期日までに当育英会宛返送して下さい。奨学金は「奨学金振込口座届」に記載の口座（生徒本人の口座）に振り込みにより支給します。

8. 奨学資金の返還について

給付ですので、返還の必要はありません。

9. その他

- ① 在学中に、休学、停学、退学、辞退、その他奨学生として適当でないと判断される状況となった場合は、その時点から給付停止となります。
- ② 出願書類はお返し出来ませんのでご了承願います。

10. 問合せ先

茨城県信用組合 総務部内 公益財団法人茨城県信育英会 事務局
〒310-0062 茨城県水戸市大町 2-3-12
電話 029-231-2131(代表)

公益財団法人茨城県信育英会 奨学生推薦基準

- 推薦に当たっては、人物・健康・学力・家計の4項目の基準を全て満たしていること。
- 推薦の決定に際しては、人物について特に留意し、学力と家計との関係は後者に重点を置くこと。

1. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

「態度・行動が生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。

2. 健康について

- ①学校保険法による定期健康診断（最近1年以内に実施したもの。第1学年に在学する者については、入学者選抜時の健康診断でもよい。）の結果により修学上支障がないと学校側が認めた者。（健康診断書の提出は不要）

- ②前記①の健康診断によることが出来ない場合は、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと学校側が認めた者。（健康診断書の提出は不要）

※尚、身体に障害のある者についても、修学上支障がなければ推薦して差し支えない。

3. 学力について

- ①高等学校第1学年に在学する者

中学校における第2学年、第3学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.2以上であること。

但し、特に人物が優れており、奨学資金の給付によって学習成績の向上が見込まれる者については、上記評定平均値が3.0以上であること。この場合は所見を詳細に記入すること。

- ②高等学校第2学年以上に在学する者

高等学校第2学年に在学する者は、高校第1学年の学習成績、高校第3学年に在学する者は、高校第1学年、第2学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。

但し、特に人物が優れており、奨学資金の給付によって学習成績の向上が見込まれる者については、上記評定平均値が2.8以上であること。この場合は所見を詳細に記入すること。

※履修教科の評定は5・4・3・2・1の5段階法による。

4. 家計について

給与所得者と事業所得者に分けて以下の①～④により算出し、本人の属する世帯の直近の総所得額が、別表3の所得基準額以下であること。

- ①給与所得者（年金受給者を含む）の算出

俸給・給料・賃金・事業主報酬・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与（専従者控除分

も含む)、並びにこれらの性質を有する給与等(年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む」並びに扶助料・傷病手当金等を含む)の年間収入金額(源泉徴収票等という支払金額・年金の場合は年間の年金受給額)を基にして、別表1の計算式にあてはめ所得金額を算出する。マイナスの場合はマイナスで記入する。

②事業所得者の算出

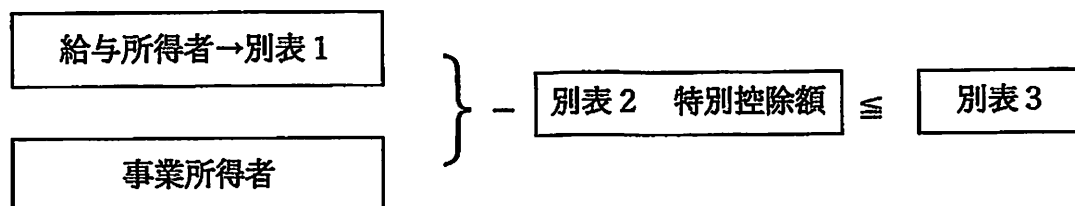
確定申告(青色申告・白色申告)をしている自営業者(農林水産業を含む)が対象で、総収入額(総売上高)から原価や必要経費を控除した金額をいう。確定申告書の所得金額がそれであり、マイナスの場合はマイナスで記入する。尚、事業所得者の場合、別表1の所得金額の算出表は利用できません。

③【別表2 特別控除額表】について

上記①もしくは②によって算出した所得金額から、別表2の該当する特別控除額を差し引く。所得金額が複数もしくは複数人の場合は、各々の所得金額を合算した後に特別控除額を控除する。

④【別表3 所得基準額表】について

上記③によって算出した金額を、別表3の所得基準額表にあてはめて所得基準額以下であることを確認する。



⑤令和元年の中途又は、令和2年新たに就職、転職(開業・転業・勤務先変更等も含む)等により、収入源に変動があった者については、次により出願時現在の状態で年間収入額を算定する。

ア) 給与所得者の場合、勤務先の年収見込証明書又は月収証明書をもって出願の年(平成31年1月～令和元年12月)の年間収入額を推算する。

イ) 給与所得者以外の場合、願書に出願時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入し、正確な出願の年(平成31年1月～令和元年12月)の年間収入額を推算する。

ウ) 上記ア)、イ)により推算した年間収入額を令和元年分とみなし、上記①もしくは②により所得金額を算出した後、③、④の計算から、所得基準額以下であることを確認する。

⑥世帯人員の認定

本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする世帯をいう。

世帯人員の認定(出願時の状態で行うものとする。)は次による。

ア) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とする。

イ) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

- ・ 父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。
- ・ 就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。
- ・ 別居の祖父母を主として扶養しているとき。
- ・ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

ウ) 別居独立している兄弟姉妹及び、生計を一にしない別居の祖父母は、同一世帯としない。

エ) 別表 2 でいう「母子・父子世帯」とは次の場合をいう。

- ・ 母又は父と 18 歳未満の子女の世帯。
- ・ 母又は父と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない（年間所得金額 50 万円以下の者をいう。）祖父母の世帯。
- ・ 18 歳未満の子女の世帯。
- ・ 祖父母と 18 歳未満の子女の世帯。
- ・ 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女の世帯。
- ・ 配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子女及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯。

※ 18 歳以上の就学者・長期療養者・心身障害等のため経済力のない者は、18 歳未満の子女として扱う。

【別表1 所得金額の算出表】……給与所得者の場合のみ

年 間 収 入 金 額	計 算 式
400 万円以下の場合	年間収入金額×0.8－278 万円＝所得金額
400 万円を越え 878 万円以下の場合	年間収入金額×0.7－238 万円＝所得金額
878 万円を越える場合	年間収入金額－501 万円＝所得金額
※給与所得者が2人以上いる場合は、合算して所得金額を算出する。また、同一人で2つ以上の収入がある場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。	

【別表2 特別控除額表】

No.	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				
1	母子・父子世帯	4 9 万円				
2	就学者のいる世帯 [児童・生徒・学生 1人につき] ※出願者本人も控除する	小 学 校		8 万円		
		中 学 校		1 6 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立	2 8 万円	4 7 万円	
			私 立	4 1	6 0	
		高等専門学校	国・公立	3 6	5 5	
			私 立	6 0	8 0	
		短 大・大 学 大学院	国・公立	5 9	1 0 2	
			私 立	1 0 1	1 4 4	
		専 修 学 校	高 等 課 程	国・公立	1 7	2 7
			専 門 課 程	私 立	3 7	4 6
国・公立	2 2			6 2		
	私 立	7 2	1 1 2			
3	障害者のいる世帯	障害者 1 人につき		8 6 万円		
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	7 1 万円				
6	火災・風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になろうと認められる年間金額。				
※該当する特別の事情が 2 つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。						

【別表3 所得基準額表】

世帯人員	所得基準額	備 考
1 人	1 4 3 万円	世帯人員が7人を越える場合は、1人増すごとに16万円を、それぞれ世帯人員7人の所得基準額に加算する。
2 人	2 2 9 万円	
3 人	2 6 4 万円	
4 人	2 8 6 万円	
5 人	3 0 7 万円	
6 人	3 2 5 万円	
7 人	3 4 1 万円	

5. 特例推薦について

下記に該当する場合は、前記の学力について基準外であっても、推薦することができる。

- (1) 生活保護を受けている世帯。……証明できる書類を添付すること。
- (2) 家計や家庭の実状が主要因で、出願者本人の就学上、経済的に甚だ支障があると学校が認めた場合は、所見を詳細に記入の上、推薦すること。
- (3) 本人が孤児である場合。

・本人が孤児である場合は、同一住居に居住者がいても、その世帯に属さないものとみなすことができる。ここでいう孤児とは、2親等以内の親族のうち、祖父母及び父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹（20歳以上の兄弟姉妹でも就学者・長期療養者・心身障害等のため経済力のない者は、20歳未満として扱ってよい。）のみの世帯をいう。なお、里子（特別の事情により本人が2親等以外の者に専ら養育されている者）については孤児扱いとすることができる。

※上記（1），（2），（3）による場合は、「特例推薦」の旨、調書の上部に朱書きして下さい。